

2025年12月5日

各 位

会社名 三菱 UFJ 信託銀行株式会社

(管理会社コード 15404)

代表者名 取締役社長 窪田 博

問い合わせ先

証券代行部 海外業務推進室 室長 山崎 和哉

(TEL 03-3212-1211)

## 「純銀上場信託(現物国内保管型)」の信託契約変更のお知らせ

当社は、本日、下記の通り、純銀上場信託（現物国内保管型）（1542）の信託契約を変更することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

### 1. 変更内容及び変更理由

当該ファンドについて、足許、純資産残高が伸長していることから、信託契約の第6条6項で規定される追加信託による純資産残高の上限額を1,000億円から2,000億円に引き上げるものであります。変更内容の詳細につきましては、次頁の「新旧対照表」をご参照ください。

### 2. 信託契約変更と異議申立の手続き等

当該変更は、重要な信託の変更及び非軽微な信託の変更には該当しないため、異議申立手続きは行いません。

### 3. 日程

変更予定日：2025年12月10日

[当該信託契約変更に係る新旧対照表]

下線部\_\_は変更部分を示します。

(変更前)	(変更後)
<p>(追加信託)</p> <p>第6条 &lt;略&gt;</p> <p>2~5 &lt;略&gt;</p> <p>6 受託者は、第1項に定める追加信託によって純資産総額(取引所開示)が <u>1,000</u> 億円を超えることとなる場合には、当該追加信託を引き受けません。但し、受託者は、委託者と協議のうえ、あらかじめ本金融商品取引所に申請のうえ、当該上限額を変更することができます。</p>	<p>(追加信託)</p> <p>第6条 &lt;同左&gt;</p> <p>2~5 &lt;同左&gt;</p> <p>6 受託者は、第1項に定める追加信託によって純資産総額(取引所開示)が <u>2,000</u> 億円を超えることとなる場合には、当該追加信託を引き受けません。但し、受託者は、委託者と協議のうえ、あらかじめ本金融商品取引所に申請のうえ、当該上限額を変更することができます。</p>

以上